

団体割引  
15%適用

パンフレット兼重要事項説明書

# 団体傷害保険のご案内

ご加入手続きの締切日  
2024年11月25日

普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険  
賠償責任補償 国内のみ示談交渉サービス付

## 突然の事故があなたにふりかかってしまったら…

もしものときのための傷害補償プランをご用意しております。  
お客さまのニーズにあわせて最適なプランをお選びください。  
★この機会に是非ご加入ください！

### 団体割引の適用により保険料が割安になります。

今回ご案内の「傷害保険」は団体契約です。団体契約は加入される人数により該当の団体割引が適用されます。ご案内の契約は前年度の被保険者（保険の補償を受けられる方）数が500名以上であったことにより、15%の団体割引を適用しています。今年度の被保険者数が500名に達しなかった場合は翌年度の保険料が変更となります。

今回ご案内する団体傷害保険の制度は株式会社 C&F ロジホールディングスを保険契約者、ヒューテクノオリングループの社員およびご家族のみなさまを被保険者（保険の補償を受けられる方）とする団体契約です。ヒューテクノオリングループの社員およびご家族のみなさま以外の方はこの制度に加入することができません。株式会社 C&F ロジホールディングスは、ヒューテクノオリングループ社員のみなさまに本制度をご案内し、ご加入を希望される方からの加入依頼書を取りまとめて引受保険会社（共栄火災海上保険株式会社）との間で保険契約を締結いたします。団体を退職などで離脱される場合には、この団体契約からも脱退の手続きが必要となります。脱退後、他の保険契約にご加入される場合は、保険料および払込方法などが変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

ヒューテクノオリングループの社員ご本人だけでなく

ご家族のみなさま\*も被保険者としてご加入いただくことができます。

※普通傷害保険、交通事故傷害保険は社員ご本人の配偶者・子供・両親・兄弟・姉妹、および社員ご本人と同居している親族を被保険者としてご加入いただくことができます。

※家族傷害保険は社員ご本人の配偶者・子供・両親・兄弟・姉妹を被保険者本人としてお申込みいただくことができます。



### [保険期間]

2024年12月1日から2025年12月1日(午後4時)までの1年間

### [ご加入方法]

所定の加入依頼書に必要事項をご記入いただき、フルネームご署名のうえ、11月25日(月曜日)までに各店所の管理課・管理係 宛にご提出ください。すでにご加入の皆様については、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、前年と同じ内容での自動継続の取扱いとさせていただきます。

※ 保険期間が開始した後の中途加入も受け付けております。

### [保険料払込方法]

ご加入される契約プランの保険料は保険始期日(補償開始日)の翌々月の給与より天引きします。

**ご契約プラン1** 事務・営業・倉庫作業などに従事する方のプランです。

**日常生活補償プラン** 普通傷害保険（保険期間1年、1名につき）

このプランでは、補償の対象は「ご本人」おひとりとなります。

		KB1	KC1	B1	C1
保険金額	死亡・後遺障害	310万円	310万円	310万円	310万円
	入院保険金日額	3,500円	5,100円	3,500円	5,100円
	通院保険金日額	1,500円	2,800円	1,500円	2,800円
	賠償責任	1億円	1億円	—	—
月払保険料		1,120円	1,650円	1,050円	1,580円

**家族補償プラン** 家族傷害保険（保険期間1年、1家族につき）

このプランでは、補償の対象は「ご本人・配偶者・ご親族」となります。

		KD1	KE1	KF1	D1	E1	F1
保険金額	死亡・後遺障害	100万円	140万円	188万円	100万円	140万円	188万円
	入院保険金日額	2,000円	2,800円	3,500円	2,000円	2,800円	3,500円
	通院保険金日額	1,100円	1,700円	2,300円	1,100円	1,700円	2,300円
	賠償責任	1億円	1億円	1億円	—	—	—
月払保険料		2,170円	3,170円	4,170円	2,100円	3,100円	4,100円

**交通事故限定補償プラン** 交通事故傷害保険（保険期間1年、1名につき）

このプランでは、補償の対象は「ご本人」おひとりとなります。

		A	B	C	D	A1	A2
保険金額	死亡・後遺障害	60万円	50万円	70万円	100万円	1,000万円	200万円
	入院保険金日額	—	1,500円	2,100円	3,000円	3,000円	4,500円
	通院保険金日額	—	700円	1,400円	2,000円	1,000円	3,000円
	賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	—	—
月払保険料		90円	200円	300円	400円	500円	500円

- 普通傷害保険、家族傷害保険は、加入される方の職業・職種により保険料が異なります。
- 普通傷害保険、家族傷害保険は、特定感染症「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約が付帯されています。
- 家族傷害保険における職種区分は加入依頼書の被保険者本人欄記載の方のご職業によります。
- 普通傷害保険、家族傷害保険は、本人の職種区分A（事務職等）の場合であり、職種区分B（自動車運転者等）の方は保険料が異なりますので、次ページをご参照ください。

職種区分	ご職業の例
A	技術者、教員、保健医療従事者、その他専門的職業従事者、事務従事者、販売従事者、サービス職業従事者、無職の方 など下記職種区分B以外
B	農業作業者、林業作業者、漁業作業者、採鉱・採石作業者、自動車運転者（助手を含む）、木・竹・草・つる製品製造作業者、建設作業者

- 各ご契約プランの保険料は前年度の被保険者数により団体割引15%を適用したものです。今年度の被保険者が500名に達しなかった場合は、翌年度の保険料が変更となります。
- ご契約プランのうち、賠償責任の補償がないプランにつきましては、示談交渉サービスは付帯されません。
- 補償の重複について  
「賠償責任補償特約」につきましては、お客さまやご家族の方をご契約者とした「同様の補償を行う他の保険契約（共済契約を含みます）、特約」がある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額を確認のうえ、ご加入ください。  
(注) 確認いただいた結果、特約の削除等によって重複状態を整理し、特定のご契約のみでの補償とする場合には、そのご契約を解約されたり、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により、補償がなくなったり、補償の対象者の範囲が変わることがありますのでご留意ください。

**ご契約プラン2** 自動車運転者（助手を含む）などに従事する方のプランです。

**日常生活補償プラン** 普通傷害保険（保険期間1年、1名につき）

このプランでは、補償の対象は「ご本人」おひとりとなります。

		KB2	KC2	B2	C2
保険金額	死亡・後遺障害	109万円	140万円	109万円	140万円
	入院保険金日額	3,100円	4,200円	3,100円	4,200円
	通院保険金日額	1,200円	2,000円	1,200円	2,000円
	賠償責任	1億円	1億円	—	—
月払保険料		1,120円	1,650円	1,050円	1,580円

**家族補償プラン** 家族傷害保険（保険期間1年、1家族につき）

このプランでは、補償の対象は「ご本人・配偶者・ご親族」となります。

		KD2	KE2	KF2	D2	E2	F2
保険金額	死亡・後遺障害	80万円	100万円	122万円	80万円	100万円	122万円
	入院保険金日額	1,800円	2,100円	3,000円	1,800円	2,100円	3,000円
	通院保険金日額	1,000円	1,700円	2,200円	1,000円	1,700円	2,200円
	賠償責任	1億円	1億円	1億円	—	—	—
月払保険料		2,170円	3,170円	4,170円	2,100円	3,100円	4,100円

**交通事故限定補償プラン** 交通事故傷害保険（保険期間1年、1名につき）

このプランでは、補償の対象は「ご本人」おひとりとなります。

		A	B	C	D	A1	A2
保険金額	死亡・後遺障害	60万円	50万円	70万円	100万円	1,000万円	200万円
	入院保険金日額	—	1,500円	2,100円	3,000円	3,000円	4,500円
	通院保険金日額	—	700円	1,400円	2,000円	1,000円	3,000円
	賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	—	—
月払保険料		90円	200円	300円	400円	500円	500円

- 普通傷害保険、家族傷害保険は、加入される方の職業・職種により保険料が異なります。
- 普通傷害保険、家族傷害保険は、特定感染症「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約が付帯されています。
- 家族傷害保険における職種区分は加入依頼書の被保険者本人欄記載の方のご職業によります。
- 普通傷害保険、家族傷害保険は、本人の職種区分B（自動車運転者等）の場合であり、職種区分A（事務職等）の方は保険料が異なりますので、前ページをご参照ください。

職種区分	ご職業の例
A	技術者、教員、保健医療従事者、その他専門的職業従事者、事務従事者、販売従事者、サービス職業従事者、無職の方 など下記職種区分B以外
B	農業作業員、林業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員、自動車運転者（助手を含む）、木・竹・草・つる製品製造作業員、建設作業員

- 各ご契約プランの保険料は前年度の被保険者数により団体割引15%を適用したものです。今年度の被保険者が500名に達しなかった場合は、翌年度の保険料が変更となります。
- ご契約プランのうち、賠償責任の補償がないプランにつきましては、示談交渉サービスは付帯されません。
- 補償の重複について

「賠償責任補償特約」につきましては、お客さまやご家族の方をご契約者とした「同様の補償を行う他の保険契約（共済契約を含みます）、特約」がある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額を確認のうえ、ご加入ください。

（注）確認いただいた結果、特約の削除等によって重複状態を整理し、特定のご契約のみでの補償とする場合には、そのご契約を解約されたり、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により、補償がなくなったり、補償の対象者の範囲が変わることがありますのでご注意ください。

普通傷害保険・家族傷害保険〈特定感染症「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約付帯〉〈賠償責任補償特約付帯〉<sup>(注)</sup>

■こんなとき保険金をお支払いします。

傷害事故例(死亡、後遺障害、入院、手術、通院)

日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故により被保険者(保険の補償を受けられる方)がケガをされたときに保険金をお支払いします。また、保険期間中に発病した特定感染症<sup>※</sup>により、身体に後遺障害が生じたり、入院、通院されたときにも保険金をお支払いします。

◆すでに存在していた身体の障害や病気(骨粗しょう症を含みます。)の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金(保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。)をお支払いします。(ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。)

※特定感染症については、後記「※8」をご覧ください。

交通事故によるケガ



・車にはねられてケガをした。・駅の階段で転んでケガをした。

旅行中のケガ



・飛行機事故で死亡した。・ホテル火災でケガをした。

スポーツやレジャー中のケガ



・スキーで転んでケガをした。

家庭内のケガ



・料理中にヤケドをした。・日曜大工でケガをした。

職場でのケガ



・荷物が倒れてケガをした。

特定感染症



・特定感染症で入院をした。

賠償責任事故例(特約 ※国内のみ示談交渉サービス付)

日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与え法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。



ショッピング中にお店の商品を壊してしまった。



自転車で通行人にケガをさせてしまった。



飼犬が他人に噛みついてケガをさせてしまった。



ゴルフ中に他のプレーヤーにボールをぶつけてケガをさせてしまった。

<示談交渉サービスについて>

- 国内の事故に限り、損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。
- 示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者(賠償責任の補償を受けられる方)および被害者の同意が必要となります。
- この補償の対象となる事故に限りです。
- 賠償責任額が明らかに賠償責任保険金額を超える場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合は示談交渉サービスを受けられません。

(注)普通傷害保険・家族傷害保険のご契約プランの中で下記のプランには示談交渉サービス付の賠償責任補償特約は付帯されません。

B1・B2・C1・C2(普通傷害保険)、D1・D2・E1・E2・F1・F2(家族傷害保険)

保険金のお支払いについて<sup>※1</sup>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合	
傷害	死亡 保険金	急激かつ偶然な外来の事故 <sup>※2</sup> によりケガ <sup>※3</sup> をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 (注)すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者(保険の補償を受けられる方)や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガまたは特定感染症</li> <li>●ご加入者の故意または重大な過失によるケガまたは特定感染症(普通傷害保険の場合)</li> <li>●けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガまたは特定感染症</li> <li>●自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ</li> <li>●脳疾患・疾病・心神喪失によるケガ</li> <li>●妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガまたは特定感染症</li> <li>●戦争、内乱、暴動などによるケガまたは特定感染症<sup>※5</sup></li> <li>●ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング(登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)、リュージュ、ポブスレー、航空機操縦(ただし、職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ (次ページに続く)</li> </ul>
	後遺障害 保険金	急激かつ偶然な外来の事故 <sup>※2</sup> によりケガ <sup>※3</sup> をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合  特定感染症発病の場合は、特定感染症を発病し、発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100% (注)保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院 保険金	急激かつ偶然な外来の事故 <sup>※2</sup> によりケガ <sup>※3</sup> をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合  特定感染症発病の場合は、特定感染症を発病され、発病の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院保険金日額×入院日数 (注1)事故の日(または特定感染症の発病の日)からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。 (注2)入院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、入院保険金は重複してはお支払いできません。	

保険金のお支払いについて※1			
保険金の種類	保険金の種類	保険金の種類	保険金の種類
傷害	手術 保険金	急激かつ偶然な外来の事故※2によりケガ※3をされ、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術※4を受けられた場合  以下の金額をお支払いします。 ①入院中(注3)に受けた手術の場合 入院保険金日額×10 ②上記①以外の手術の場合 入院保険金日額×5  ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。 (注)事故により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。	(前ページに続き) ●自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ ●むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見(注5)のないもの ●保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症(継続契約の場合を除きます。)など (注)医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	通院 保険金	急激かつ偶然な外来の事故※2によりケガ※3をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院された場合  特定感染症発病の場合は、特定感染症を発病され、発病の日からその日を含めて180日以内に通院された場合 なお、通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。	通院保険金日額×通院日数(90日限度) (注1)通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してはお支払いできません。 (注2)通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位※6を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギブス等※7を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。
賠償責任 保険金 (賠償事故解決特約付帯)	次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ○被保険者*(保険の補償を受けられる方)本人の居住の用に供する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ○被保険者*の日常生活に起因する偶然な事故  *被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等も被保険者に含みます。ただし、責任無能力者の方の事故に限ります。	損害賠償金ならびに訴訟費用、損害の防止に要した費用および緊急措置に要した費用等の合計額 (注1)損害賠償金は、1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ共済火災にご相談ください。 (注3)他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。 ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 ・この保険契約の支払責任額 ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 ・次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <math display="block">\text{保険金の額} = \text{損害の額} - \text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}</math> </div> (注4)訴訟費用等は損害賠償金が賠償責任保険金額を上回る場合には賠償責任保険金額の損害賠償金に対する割合によってお支払いします。	●ご加入者または被保険者(保険の補償を受けられる方)の故意による損害賠償責任 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任 ●戦争、内乱、暴動などによる損害賠償責任※5 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任(被保険者がゴルフの競技または指導を職業としていない場合、職務としてのゴルフは補償対象になります。) ●被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ●他人からの預かり物の損害に対する損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●自動車等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など

※1 傷害保険は保険期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償の対象とする商品です。この保険では、病気は補償の対象となりません。

※2 「急激かつ偶然な外来の事故」とは・・・下記3項目を全て満たす場合をいいます。

- 急性性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
- 偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
- 外来性＝身体の外からの作用によるもの

<上記3項目に該当しない例>

日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛(反復性の原因によるもの)、疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象となりません。

※3 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

※4 対象となる手術は以下の①・②とします。

- ①公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、抜歯などお支払い対象外の手術があります。
- ②先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払い対象外となるものがあります。

※5 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為による場合は補償の対象となります。

※6 所定の部位とは肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部分、肋骨(ろっこつ)、胸骨等の保険約款に記載の部位をいいます。

※7 ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレまたはシーネおよびこれらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨(ろっこつ)固定帯、サポーター等は含みません。

※8 特定感染症「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約を付帯している場合には、下記に該当する特定感染症が補償の対象となります。特定感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類・二類・三類の感染症をいい、次に掲げる感染症をいいます。(2024年9月現在。今後の法の改正により、補償の対象となる感染症が変更となることがありますのでご注意ください。)なお、発病の認定は、医師(被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。)の診断によります。

【一類感染症】エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう(天然痘)、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱

【二類感染症】急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限ります。)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型が H5N1 型または H7N9 型であるものに限ります。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限ります。)

【三類感染症】コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O-157 等)、腸チフス、パラチフス

## 交通事故傷害保険(賠償責任補償特約付帯)<sup>(注)</sup>

### ■こんなとき保険金をお支払いします。

#### 傷害事故例(死亡、後遺障害、入院、手術、通院)

日本国内・国外を問わず、交通事故または乗物火災等、下記のような事故により被保険者(保険の補償を受けられる方)がケガをされたときに保険金をお支払いします。

◆すでに存在していた身体の障害や病気(骨粗しょう症を含みます。)の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金(保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。)をお支払いします。(ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。)

#### 乗物によるケガ



乗物にはねられたときのケガ



乗物に乗っているときのケガ※

#### 駅の改札口に入ってからのケガ\*



ホームの階段で転んでケガをした。

#### 乗物の火災によるケガ



バスの火災でケガをした。

※急激かつ偶然な外来の事故によるケガがお支払いの対象です。

#### 賠償責任事故例(特約 ※国内のみ示談交渉サービス付)

日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与え法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。



ショッピング中にお店の商品を壊してしまいました。



自転車で通行人にケガをさせてしまった。



飼犬が他人に噛みついてケガをさせてしまった。



ゴルフ中に他のプレーヤーにボールをぶつけてケガをさせてしまった。

#### <示談交渉サービスについて>

- 国内の事故に限り、損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。
- 示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者(賠償責任の補償を受けられる方)および被害者の同意が必要となります。
- この補償の対象となる事故に限ります。
- 賠償責任額が明らかに賠償責任保険金額を超える場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合は示談交渉サービスを受けられません。

(注)交通事故傷害保険のご契約プランの中でA1・A2のプランには示談交渉サービス付の賠償責任補償特約は付帯されません。

### 保険金のお支払いについて<sup>※1</sup>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	交通事故等 <sup>※2</sup> によりケガ <sup>※3</sup> をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 (注)すでに支払った後遺障害保険金額がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。	●被保険者(保険の補償を受けられる方)や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ●ご加入者の故意または重大な過失によるケガ
傷害 後遺障害保険金	交通事故等 <sup>※2</sup> によりケガ <sup>※3</sup> をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100% (注)保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ ●自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ ●脳疾患・疾病・心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ●戦争、内乱、暴動などによるケガ <sup>※5</sup> ●職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ ●職務または実習のための船舶搭乗中のケガ (次ページに続く)

保険金のお支払いについて※1

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害	入院 保険金	交通事故等※2によりケガ※3をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院保険金日額×入院日数 (注1)事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。 (注2)入院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、入院保険金は重複してはお支払いできません。	(前ページに続き) ●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに乗っている間のケガ ●むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※5のないものなど
	手術 保険金	交通事故等※2によりケガ※3をされ、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術※4を受けられた場合	以下の金額をお支払いします。 ①入院中※2に受けた手術の場合 入院保険金日額×10 ②上記①以外の手術の場合 入院保険金日額×5 ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。 (注)事故により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。	(注)医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	通院 保険金	交通事故等※2によりケガ※3をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院された場合 なお、通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。	通院保険金日額×通院日数(90日限度) (注1)通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してはお支払いできません。 (注2)(注2)通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位※6を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギブス等※7を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。	
賠償責任保険金 (賠償事故解決特約付帯)	次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ○被保険者* (保険の補償を受けられる方)本人の居住の用に供する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ○被保険者*の日常生活に起因する偶然な事故 *被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等も被保険者に含まれます。ただし、責任無能力者の方の事故に限ります。	損害賠償金ならびに訴訟費用、損害の防止に要した費用および緊急措置に要した費用等の合計額 (注1)損害賠償金は、1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ共業火災にご相談ください。 (注3)他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。 ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 ・この保険契約の支払責任額 ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 ・次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <math display="block">\text{保険金の額} = \text{損害の額} - \text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}</math> </div> (注4)訴訟費用等は損害賠償金が賠償責任保険金額を上回る場合には賠償責任保険金額の損害賠償金に対する割合によってお支払いします。	●ご加入者または被保険者(保険の補償を受けられる方)の故意による損害賠償責任 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任 ●戦争、内乱、暴動などによる損害賠償責任※5 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任(被保険者がゴルフの競技または指導を職業としていない場合、職務としてのゴルフは補償対象になります。) ●被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ●他人からの預かり物の損害に対する損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●自動車等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など	

※1 この保険は保険期間中の交通事故等によるケガを補償の対象とする商品です。病気は補償の対象となりません。

※2 交通事故等とは以下のものをいいます。

- 運行中の乗物(自動車・自転車、電車、バス、航空機、船舶など)との衝突、接触などの事故
- 運行中の乗物(自動車・自転車、電車、バス、航空機、船舶など)の火災、爆発などの事故
- 運行中の乗物に乗っている間の急激かつ偶然な外来の事故(注)
- 乗客として駅などの乗降場構内の改札口に入ってから出までの乗降場における急激かつ偶然な外来の事故(注)
- 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触などの事故
- 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の火災、爆発などの事故
- 乗物の火災による事故

※3 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

※4 対象となる手術は以下の①・②とします。

- ①公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、抜歯などお支払い対象外の手術があります。
- ②先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払い対象外となるものがあります。

※5 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガ、損害賠償責任は補償の対象となります。

※6 所定の部位とは肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部分、肋骨(ろっこつ)、胸骨等の保険約款に記載の部位をいいます。

※7 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネおよびこれらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨(ろっこつ)固定帯、サポーター等は含みません。

(注)「急激かつ偶然な外来の事故」とは・・・下記3項目を全て満たす場合をいいます。

- 急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
- 偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
- 外来性＝身体の外からの作用によるもの

<上記3項目に該当しない例>

日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛(反復性の原因によるもの)、疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象となりません。

この保険においては「乗物」としてお取扱いしないものがあります(スケートボード、キックボード、ストライダー等)。詳しくは取扱代理店または共栄火災営業店までお問い合わせください。

### 保険の補償を受けられる方(被保険者)について

被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲は下表のとおりです。下記の続柄は、保険金支払の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

被保険者の範囲	ご家族でご加入の場合	ご本人のみでご加入の場合		賠償責任
	家族傷害保険	普通傷害保険	交通事故傷害保険	特約*3
ご本人*1	○	○	○	○
配偶者	○	—	—	○
その他のご親族*2	○	—	—	○

\*1 加入者証記載の被保険者(本人)の方をいいます。

\*2 ご本人またはその配偶者の「同居のご親族および別居の未婚のお子さま」をいいます。ご親族とは、ご本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

\*3 ご本人のみでご契約の場合でも、ご本人、ご本人の配偶者、ご本人またはその配偶者の「同居のご親族および別居の未婚のお子さま(下宿されている学生など)」が被保険者となります。なお、被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等も被保険者に含まれます。ただし、責任無能力者の方の事故に限ります。

(注)「同居」とは、生活の基盤を同一とし、居住空間を共有していることをいいます。また、保険金支払の原因となった事故発生時において、実際に同居していることが基準となります。

同居」となる場合の例	「同居」とならない場合の例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一敷地内の別棟(台所など通常の生活用設備を備えている場合を除きます。)に住んでいる場合</li> <li>・病院に一時的に入院されている場合 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単身赴任、海外赴任している場合</li> <li>・介護施設に永続的に入所されている場合 など</li> </ul>

# 普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険にご加入いただくお客さまへ

☐CHECK 重要事項説明書(団体契約用)

- この書面では、傷害保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご加入前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいませうお願いします。
  - ご加入者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。
- 契約概要** → 保険商品の内容をご理解いただくための事項  
**注意喚起情報** → ご加入に際してご加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、パンフレットをご参照ください。なお、主な約款は共栄火災ホームページ(<https://yakkan.kyoekaisai.co.jp/>)に掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに約款を掲載していない商品もあります)。ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

## 1. ご加入前におけるご確認事項

### (1) 団体契約の仕組み

団体契約は、企業等の団体をご契約者とし、その構成員等を保険の補償を受けられる方(以下「被保険者」といいます。)とする保険契約です。被保険者が保険料を負担する場合には、団体(ご契約者)が各被保険者のご負担額をとりまとめ、団体(ご契約者)から一括してお支払いいただくこととなります。

### (2) 商品の仕組み

#### ■ 普通傷害保険、家族傷害保険

急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者がケガをしたときに保険金をお支払いします。

#### ■ 交通事故傷害保険

被保険者が交通事故でケガをしたとき、または交通乗用具の火災によってケガをしたときに保険金をお支払いします。

### (3) 被保険者の範囲

被保険者の範囲はパンフレットでご確認ください。

### (4) 基本となる補償内容

基本となる補償内容はパンフレットの「保険金をお支払いする場合」「保険金をお支払いできない主な場合」でご確認ください。

### (5) 主な特約・補償の概要

この保険でセットできる特約はパンフレットの「保険金をお支払いする場合」でご確認ください。

### (6) 補償重複に関するご注意

次表の特約等のご加入にあたっては、補償内容が同様のご契約(傷害保険以外の保険にセットされる特約や共栄火災以外の保険を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらの保険からでも補償されますが、いずれか一方の保険からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。(注)

(注) 1 保険のみに特約等をセットした場合、保険を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約等の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約(補償)>

#### ■ 普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の補償の例
賠償責任補償特約	積立家族傷害保険 賠償責任補償特約

### (7) 保険金額の設定等

- ① 保険金額の設定にあたっては、次の a. ~ c. にご注意ください。
  - a. お客さまが実際に契約する保険金額については、パンフレットでご確認ください。
  - b. 各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。被保険者の年齢・年収などに照らして適正な額となるように設定してください。
  - c. 保険金額・日額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。
- ② 普通傷害保険、家族傷害保険、安心生活総合補償保険(普傷型)、安心生活総合補償保険(家傷型)では、被保険者本人の年齢によってご加入をお断りさせていただく場合や保険金額などの補償範囲を制限させていただく場合があります。

### (8) 保険期間および補償の開始・終了時期

この保険の保険期間は原則としてご契約の始期から1年間です。保険期間の途中で加入する場合の補償期間は、ご加入日から保険期間終了日までとなります。なお、ご加入日については、当該団体におけるとりまとめ日(締切日)後の所定の日となりますのでパンフレット等でご確認ください。

### (9) 保険料の決定の仕組み

保険料は保険金額、保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料はパンフレットでご確認ください。

### (10) 保険料の払込方法等

保険料の払込方法は、ご加入と同時に全額を払い込む一時払と複数の回数に分けて払い込む分割払とがあります。実際にご加入いただくお客さまの保険料払込方法や当該団体における保険料相当額のとりまとめ方法についてはパンフレットでご確認ください。

### (11) 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 2. ご加入時におけるご確認事項

### (1) 告知義務(加入依頼書の記載上の注意事項)

告知義務とは、ご加入時に告知事項について事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として共栄火災が告知を求めるもので、加入依頼書において★印がついている項目のことです。この項目が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。告知事項の記載内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

#### ■ 告知事項

- 被保険者本人(注)の職業・職種
  - 同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報
- (注) 家族傷害保険の場合、加入依頼書の被保険者本人欄に記載の方をいいます(以下同様とします)。

### (2) クーリングオフ

お申込み後であってもお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができる制度がありますが、企業等をご契約者とする保険はクーリングオフの対象とはなりません。ご加入内容を十分にご確認ください。

### (3) 死亡保険金受取人

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。

## 3. ご加入後におけるご確認事項

### (1) 通知義務等

ご加入後に通知事項に変更が生じた場合に遅滞なくご通知いただく義務があります。通知事項とは、加入依頼書において☆印がついている項目のことです。ご通知がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

#### ■ 通知事項

- 被保険者本人が職業・職種を変更した場合
  - 被保険者本人が新たに職業に就いた場合
  - 被保険者本人が職業をやめた場合
- (注) 交通事故傷害保険の場合、通知事項となりません。

### (2) 脱退時の返れい金

団体契約から脱退する場合、保険は終了となります。パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

#### ■ ご注意いただく事項

- 団体契約からの脱退に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返れい金として返還します。
- 始期日から脱退日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。

### (3) 被保険者からの解約

被保険者をご加入者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険の解約を求めることができます。被保険者から解約の請求があった場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

## 4. その他ご留意いただきたいこと

### (1) 引受保険会社が破綻時等の取扱い

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。この保険契約は「損害保険契約者保護機構」の対象となり、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、返れい金等は80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

### (2) 個人情報等の取扱い

この保険契約に関する個人情報は、共栄火災がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災および共栄火災のグループ会社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先企業の商品・各種サービスのご案内のために利用することがあります(商品やサービスには変更や追加が生じることがあります)。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

#### ● 契約等の情報交換について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

#### ● 再保険について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再

保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社に提供することがあります。

詳しくは、共栄火災ホームページ

(<https://www.kyoeikasai.co.jp/contents/privacy.html>)をご覧ください。

### (3)重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に共栄火災の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

### (4)ご加入の継続について

保険金請求状況や年齢などによっては、保険期間終了後、継続してご加入できないことや、補償内容を変更させていただくことがあります。

### (5)事故が起こった場合

事故が起こった場合は、すみやかに取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。なお、保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、必要な書類等をご提出いただくことがあります。

#### 保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、カスタマーセンターまでご連絡ください。

**カスタマーセンター 0120-719-112** [通話料無料]

[受付時間] 平日 午前9:00～午後6:00

※お申出の内容に応じて、取扱代理店または共栄火災営業店・損害サービス課・損害サービスセンターへお取次ぎする場合がございます。

#### もしも事故または保険金をお支払いすべき事由が発生したら・・・

すみやかに共栄火災営業店、取扱代理店または下記までご連絡ください。

**24時間365日事故受付サービス「あんしんほっとライン」**  
**0120-044-077** [通話料無料]

#### 指定紛争解決機関 **注意喚起情報**

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

**一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター**

**0570-022-808** [ナビダイヤル通話料有料]

[受付時間] 平日 午前9:15～午後5:00

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。( <https://www.sonpo.or.jp/> )

#### 加入内容の確認事項 お申込みいただく前にご確認いただきたい事項

本確認事項は、ご加入いただく保険がお客さまのご希望を満たした内容となっていること、加入依頼書の内容が正しく記載されていること等を確認させていただいたためのものです。お手数ですが、重要事項説明書やパンフレットを参照しながら、以下の事項について再度ご確認のうえ、ご加入いただきますようお願いいたします。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

##### 【ご確認いただきたい事項】

1. この保険はお客さまのご意向を推定(把握)のうえご案内しています。ご加入内容が以下の点でお客さまのご意向に合致しているか、よくご確認ください。
  - 補償の種類(保険種類・補償する事故の範囲)
  - 補償の内容(保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など)・特約の内容
  - 保険金額(契約プラン)
  - 保険期間
  - 保険料・払込方法
  - 被保険者の範囲
2. 加入依頼書に記載された被保険者(本人)の「氏名」「満年齢」「性別」「職業職種」等に誤りがないかご確認ください。
3. 重要事項説明書の内容にご不明な点がないかご確認ください。

#### ご加入の際のご注意

##### ■告知義務(ご加入時に共栄火災に重要な事項を申し出ていただく義務)

ご加入に際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。この保険では加入依頼書に★印が付された項目が告知事項となります。

##### ■死亡保険金の受取人

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。

#### ご加入後のご注意

##### ■通知義務(ご加入後にご加入内容に変更が生じた場合に共栄火災に連絡していただく義務)

ご加入後に、告知事項のうち一部の事項に変更が生じた場合に遅滞なくご通知いただく義務(通知義務)があります。変更が生じた場合には、すみやかに取扱代理店または共栄火災にご通知ください。ご通知がない場合には、変更後に生じた事故によるケガについては、保険金が削減されることがあります。この保険では加入依頼書に☆印が付された項目がご通知いただく事項(通知事項)となります。

##### ■代理請求制度について

お申込みいただいた後には、ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください。この保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居または生計を共にする配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。万一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要(保険会社名、お支払いする保険金の種類など)をお伝えいただけますようお願いいたします。

##### ■このご案内は傷害保険の概要を説明したものです。ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災営業店にお問い合わせください。ご加入の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。

##### ■保険約款につきましては、共栄火災ホームページ

( <https://yakkan.kyoeikasai.co.jp/> ) からご覧いただけます。

##### ■ご加入の際には加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。なお、ご加入者と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容をご加入者よりご説明いただけますようお願い申し上げます。

#### お問い合わせ先

##### 取扱代理店

 **株式会社C&Fサポートサービス**

〒162-005

東京都新宿区若松町 33-8 アール・ビル新宿 2F

TEL: 03-5291-8114

営業時間: 9:00～18:00



##### 引受保険会社

共栄火災海上保険株式会社 本店営業部 営業第二課

〒105-8604 東京都港区新橋 1-18-6 TEL: 03-3504-0827

営業時間: 9:00～16:45

<https://www.kyoeikasai.co.jp/>